

7 関弁連

(1) 関弁連について

関東弁護士会連合会(以下「関弁連」という。)は、関東甲信越と静岡県(東京高裁管内)にある弁護士会、すなわち、東京三会(会員数19、562名)と関東十県会(会員数5、313名)の13の弁護士会で構成されている(2019(令和元)年10月1日現在)。

(2) 関弁連の法的根拠・目的

弁護士法44条は、「同じ高等裁判所の管轄の区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる」と規定しており、この規定に基づき関弁連を含む全国8ブロックの弁護士会連合会(以下「弁連」という。)が設けられている。関弁連は、弁護士法44条に基づき、関弁連規約等を定めている。関弁連は、この弁連の中で最大の組織である。

関弁連の目的については、関弁連規約において次のとおり定められている。

- 1 日本弁護士連合会及び管内弁護士会の連絡に関する事項
- 2 管内弁護士相互間の協力及び懇親を目的とする事項
- 3 司法の改善・発達並びに人権擁護及び社会正義の実現に関する事項
- 4 管内弁護士の品位及び地位の向上並びに学術の研究に関する事項
- 5 司法修習生の修習方法に関する事項
- 6 前各号に関連する事項

(3) 関弁連の組織

関弁連規約によると、関弁連には理事43名を置き(後記のとおり2014(平成26)年度に東京三会会长が常務理事に追加され3名増員された。)、管内弁護士会は、毎年3月31日までにそれぞれ会長を含めて所定の人数(東弁は会長の他に10名(計11名))の理事を選任する。理事は理事会を組織し、理事会において、理事のうち1名を理事長に、また、23名を常務理事に選任し、常務理事のうち1名を副理事長に選任する。関弁連の基本的な運営は、毎月定例の常務理事会の他、理事会で懸案を討議、決定し、又、後記のとおり21の委員会・協議会・プロジェクトチームが活発な活動を行っている。

(4) 関弁連の活動

ア 理事会・常務理事会の活動

理事全体が参加する理事会は年3回程度の開催である。常務理事会は理事会が開催される月を除き、毎月1回程度開催され、様々な関弁連としての意思決定を行う。

イ 各種委員会の活動

関弁連においては、現在21の委員会・協議会・プロジェクトチームが活動している。具体的には、総務委員会、財務委員会、会報広報委員会、地域司法充実推進委員会、人権擁護委員会、環境保全委員会、外国人の人権擁護委員会、民事介入暴力対策委員会、弁護士偏在問題対策委員会、研修委員会、裁判官候補者推薦に関する委員会、裁判官選考検討委員会、法教育センター、憲法問題に関する連絡協議会、弁護士業務妨害対策委員会、消費者問題対策委員会、シンポジウム委員会、法曹倫理教育委員会、高齢者・障

がい者委員会、男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会、災害対策協議会プロジェクトチームがある。これらの委員会等は、歴史的にもまた現在においても活発な活動を行っており、貴重かつ有益な成果を残している。

ウ 関弁連定期大会・シンポジウム

毎年秋に開催される関弁連定期大会・シンポジウムは、関弁連最大の恒例行事であるが、2019(令和元)年は、ANAクラウンプラザホテル新潟において「弁護士・弁護士会によるネットワークの構築～多様な連携の現場から一学校・事業・高齢福祉・刑事司法～」をテーマにしたシンポジウムが行われ、また「多様な場面における連携の深化を目指す宣言」、「あらためて憲法9条改正案が日本国憲法の恒久平和主義と立憲主義を危険にさらすおそれがあること、国民生活、基本的人権の保障に多大な影響があることを明らかにするとともに、国民主権の観点から憲法改正手続法の抜本的改正を求める決議」、「全国の各都道府県及び市区町村に犯罪被害者支援に特化した条例を制定し、犯罪被害者支援の取組を一層進展させることを求める決議」、「特定複合観光施設区域整備法（いわゆるカジノ解禁実施法）におけるカジノ施設等から構成される特定複合観光施設の誘致をしないように求める決議」が採択された。また、特別講演として、上野千鶴子東京大学名誉教授による『「弱者が弱者のままで尊重される社会」のために～専門職にできること～』についての講演がなされた。

エ 東日本大震災等への対応

関弁連は、災害対策にも力を入れており、2019(令和元)年度の第1回理事会にて、前年度の活動を引き続き行うこと及び災害対策本部要綱を1年延長することが承認され、本部長には理事長、本部長代行には副理事長、副本部長には管内弁護士会会长が就任し、2019(令和元)年度は約1000万円の予算を確保して、福島県における法律相談のための弁護士派遣、原発ADR申立に関する研修会を実施している。また、2019(令和元)年度は、台風15号による台風災害への対応として、千葉県弁護士会にお見舞い状を送付するとともに、続けて発生した台風19号による広範囲な豪雨災害への対応として、理事長声明を発表するとともに、関弁連支援統括本部（令和元年第19号台風災害対策本部）を設置して、各弁護士会の相談体制等に関する情報を収集し、関弁連災害特別会計（残額800万円余）の予算の範囲内で支援を行った。

オ 地区別懇談会

関弁連は、日弁連執行部と関弁連管内単位弁護士会会員との連絡調整を図るために毎年地区別懇談会を開催しており、2019(令和元)年度も7月に水戸市の「ホテルテラスガーデン水戸」で開催され、2020(令和2)年1月に新潟県弁護士会の担当により新潟市での開催が予定されている。特に、1月28日に横浜市で開催される地区別懇談会では、4度目の試みとして、前半に「若手弁護士カンファレンス」が予定されており、若手弁護士との交流や意見交換が期待される。

カ 法曹連絡協議会・司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で、管内司法全般につき、関弁

連提出の議題を中心に、情報交換、検討協議するため、法曹連絡協議会が年1回開催されている。2019（令和元）年度は、12月3日に開催された。また、これと同趣旨で東京高等裁判所の主催により司法協議会が開催されている。2019（令和元）年度は、5月31日に第1回が行われ、2020（令和2）年1月22日に第2回が開催される予定である。

キ ブロックサミット

ブロックサミットは、関弁連を含めた全国8ブロックの弁護士会連合会の代表者等が一堂に集まり、弁連の抱える問題につき意見交換する会議である。歴史的には、1999年（平成11）年2月に福岡で第1回が開催され、その後開かれないとあったが、2006（平成18）年以降は年3回開催されている。2019（令和元）年は、6月21日に第1回ブロックサミットが関弁連担当で開催された。第2回は、日弁連人権大会当日の10月4日に四国弁連の担当により徳島市で開催され、第3回は、2020（令和2）年2月21日に日弁連理事会終了後、関弁連の担当で開催される予定である。

ク ブロック大会、各種会合への参加

全国8つの弁護士会連合会は、それぞれ毎年定期大会（ブロック大会）を開催している。関弁連として、これらのブロック大会に参加することは、他の7つの弁連の実情を知り、関弁連の今後の施策を考えるうえで、重要かつ有意義であることから、正副理事長は全てのブロック大会に参加している。また、東京三会理事者会は、毎月1回開催されているが、この会には正副理事長、常務理事及び事務局長がオブザーバとして参加し、東京三会と関弁連の連絡・協力・調整を図っている。

ケ 関弁連管内弁護士会訪問

正副理事長、常務理事及び地域司法充実推進委員会委員は、毎年5月から7月にかけて、当年度の重点課題と施策を各弁護士会に説明し、また、各会の実情を認識して、各会からの要望を受けて関弁連の会務に反映させるために、各弁護士会を訪問し、意見交換を行っている。

コ 関東十県会への参加

関東十県会との情報交換・相互交流を深めるため、関東十県会が毎年開催する定時懇談会（2019（令和元）年度は千葉県弁護士会担当にて6月22日に千葉市で開催された。）、夏期研修会（山梨県弁護士会担当にて8月24日に開催された。）等に関弁連執行部が招待され、出席している。また、2020（令和2）年3月に十県会拡大理事会が静岡県熱海市において開催される予定である。

サ 関東学生法律討論会

関弁連は、毎年2回ずつ行われている関東学生法律討論会を後援しており、毎回常務理事を審査員として派遣し、熱心な学生の討論を聞き、講評を行い、表彰状と賞品を授与している。

（5）関弁連の課題

ア 理事長の輪番制の変更

理事長選出の慣行は、東京三会がそれぞれ4年に1度、横浜弁護士会が8年に1度、8年

に1度は、他の9弁護士会から選出するというものであったが、2013（平成25）年度に、関弁連は、弁護士連合会ではなく弁護士会連合会であり、弁護士会の規模の大小にかかわらず、無理のない範囲で、理事長職を担うべき責務を負っていると考えるべきであるとし、理事会において、次のとおり決議し、管内弁護士会に通知した。

- ・関弁連の理事長について、現行の慣行を改め、2014（平成26）年度からは、東京三会と十県会から毎年交互に選出する。
- ・東京三会から選出する年度については、東弁、一弁、二弁の順とする。
- ・十県会から選出する年度については、その選出に関するルールの策定を十県会の協議に委ねる。
- ・理事長については、各弁護士会の会長経験者から選出されることが望ましい。
- ・上記理事長選出の慣行の見直しについては、実施から10年経過時に実施状況等を考慮して見直す。

イ 東京三会と関東十県会の関係の強化

東京三会と関東十県会とは規模や地域特性が異なり、その置かれた状況や直面する課題が異なる。同じ支部問題と言っても、東京三会の場合は、立川支部という大規模支部の本庁化の問題であるが、小規模単位会の場合は、支部で裁判員裁判や労働審判が行われない、裁判官、検察官が足りないといった問題として現れる。規模で言えば、関弁連に所属する弁護士のうち、東京三会に所属する弁護士の占める割合は約8割であり、関東十県会に所属する弁護士は約2割に過ぎない。したがって人数比で言えば東京三会が圧倒的な規模を有するが、東京三会に所属する弁護士の関弁連に関する関心は高いとは言えず、逆に、関東十県会は、過去に持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で、関係が深かったという歴史的経緯があり、関東十県会所属の弁護士のほうが比較的関弁連に対する関心が高いと思われる。しかし、数において約8割の弁護士が所属する東京三会の弁護士の関弁連に対する関心や参加意識が薄いとすれば問題である。日弁連の充実強化を図るために、最大の弁連である関弁連の充実強化を図る必要があり、東京三会からさらなる人員を関弁連に参加できるような方策を講じ、東京三会と関東十県会の人的な交流による意思疎通の機会を深め、相互の協力体制を強化する方策を具体的に考えるべきである。

その一環として、2014（平成26）年度より、東京三会会长の関弁連常務理事への就任が制度化された。すなわち、関弁連常務理事は、東京三会を除く10弁護士会の会長が就任するのに対し、東京三会の会長は、日弁連副会長を兼務し多忙であることから、慣行として常務理事には就任せず理事を務めるに止まっていた。この点について、理事長選出の慣行の見直しと同時に、東京三会の会長にも常務理事に就任し、東京三会との関係を強化することが望ましいとし、理事の人数を40名から43名として、増加した3名分は東京三会に1名ずつ割り当てるごと、常務理事の人数を20名から23名にするとの関弁連規約の改正を行い、また増員された常務理事3名については東京三会に1名ずつ割り当てるごと、当該年度の会長を当てるごとを慣行とすることになった。これによって2014

(平成26) 年度から東京三会を含めた管内全弁護士会の13名の会長、5名の日弁連副会長（このうち3名が東京三会会长）が常務理事に就任し、管内弁護士会間の連携、東京三会と関東十県会の意思疎通が効果的になされ、また日弁連の政策について管内弁護士会への速やかな情報提供が実現している。

ウ 制度改革の成果

2014（平成26）年に60周年を迎えて、関弁連の制度改革が実現し、その後は、常務理事会等に、東京三会会长が、極めて多忙な中、常務理事として参加することが多くなり、東京三会と十県会との意思疎通が、さらに向上した。2015（平成27）年度は、関弁連理事長と管内の全13弁護士会会长が、初めて連名で声明を出し（「安全保障関連法案に反対し、衆議院本会議における強行採決に抗議する声明」）、関弁連正副理事長と13会会长等が出席して司法記者クラブで記者会見を行うことができたのも、制度改革の成果であろう。

エ 関弁連と日弁連との連携の強化

2010（平成22）年度に、関弁連理事長が日弁連理事として、同理事会において関弁連の意見を直接述べができるようとする制度が実現し、これまで以上に日弁連と関弁連の連携強化が図られたが、今次の司法制度改革により各弁連が担うべき課題は増大しており、日弁連がそれら諸課題に適切に対応するために日弁連と関弁連の関係を一層充実したものにする必要性がある。この点に関し、2008（平成20）年3月14日に「弁護士会連合会のあり方等検討ワーキンググループ（柳瀬康治座長）」より、弁護士会連合会の位置づけを明確にし、その機能・役割を強化すべきであることを内容とする意見書が提出されており、前年度の十県の弁護士会会长及び前年度の関弁連副理事長等が委員として含まれる総務委員会を中心に隨時検討がなされている。

オ 各種委員会の活性化と広報活動の充実強化

関弁連では先進性や地域性を特色とする21の委員会・協議会・プロジェクトチームが活発に活動しており、管内の各弁護士会のベテランの弁護士と多くの若い世代の弁護士による、弁護士会の枠を超えた参加、活動、交流が、関弁連を支えている。東弁は、今後、これらの活動がさらに積極化していくため、東弁から更に多くの委員を関弁連の委員会に送り、若手会員の活躍の場を拡大するとともに、東京三会と関東十県会の人的交流や意思疎通の場をさらに拡大することも検討課題として考えられる。

カ 財政の強化

2019（令和元）年度予算では、委員会費を一律10%以上削減するなどして、8年続いた赤字予算を解消した。しかしながら、かかる措置では、委員会活動の低下をもたらしかねないことから、財政を強化するため、また、弁護士会毎の公平性の確保等の要請を満たすために、管内弁護士会が関弁連に納入する会費に関し、日弁連会費を全額免除されている会員のみを関弁連会費の算定対象者から外すという統一基準を採用したうえで、現行一人あたり6500円の関弁連会費を改定する等の規定改正案が検討されている。